

○教習資格の認定の取消し

(第9条の5第3項)

改正 平成26年3月20日 平成27年3月1日  
平成28年5月9日 平成29年3月22日  
令和4年3月15日

処分基準

令和4年3月15日作成

法令名	銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項	第9条の5第3項
処分の概要	教習資格の認定の取消し
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第2号から第18号まで・第5項(許可の基準)、第5条の2第1項・第2項・第4項・第5項(猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例)、第5条の4第1項(技能検定)、第9条の5第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第36条(許可証等の返納の手続)
処分基準	別紙のとおり
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室

別紙

[別紙参照]